

平成26年陸別町議会第4回臨時会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成26年12月1日 午前10時00分			議長	宮川 寛
	閉会	平成26年12月1日 午前11時02分			議長	宮川 寛
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
出席 6人	1	本田 学	○	8	宮川 寛	○
欠席 2人	2	古田 英一	▲			
凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲⊗ 公務欠席を示す	3	多胡 裕司	○			
	4	野尻 秀隆	○			
	5	七戸 一登	▲			
	6	村松 正敏	○			
	7	河瀬 洋美	○			
会議録署名議員	多胡 裕司		野尻 秀隆			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			書記 吉田 利之		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	金澤 紘一				
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	佐々木 敏治		総務課長	早坂 政志	
	産業振興課長	副 島 俊樹		総務課主幹	空井 猛壽	
教育委員長の委任を 受けて出席した者の 職氏名						
農業委員会会長の 委任を受けて出席し た者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第73号	専決処分の承認を求めることについて
4	議案第74号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
5	議案第75号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
6	議案第76号	教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
7	議案第77号	平成26年度陸別町一般会計補正予算（第10号）
8	議案第78号	平成26年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）
9	議案第79号	平成26年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
10	議案第80号	平成26年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（吉田 功君） 御起立願います。おはようございます。
御着席ください。

◎開会宣告

○議長（宮川 寛君） ただいまから、平成26年陸別町議会第4回臨時会を開会いたします。

七戸議員、古田議員より、欠席する旨届け出がありました。

◎諸般の報告

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（宮川 寛君） 町長から行政報告の申し出があります。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 9月定例会以降、本日までの行政報告を申し上げたいと存じます。

書面で2ページにわたりまして、記載につきましては、日付を追いまして業務、イベント、会議等の記載をいたしております。

特にこの間、行事等が多かったのは、新年度の予算編成についての要請活動が多うございました。書面につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

口頭で2件、行政報告を申し上げたいと存じます。

1点目は、十勝圏における消防の広域化について御報告申し上げます。

11月4日に開催されました市町村長会議におきまして、管内19市町村による新たな一部事務組合、十勝広域消防事務組合の設立に必要な規約案につきまして、最終的確認が行われたほか、消防救急無線デジタル化整備及び高機能消防指令センター整備につきまして確認をされましたので、次期定例会において関係する議案及び予算を提案する予定でございます。

消防については以上であります。

2点目につきましては、元陸別町議会議員鹿野竹男氏の叙勲について御報告申し上げます。

本日、元陸別町議会議員鹿野竹男氏が高齢者叙勲で旭日単光章に決定をされました。鹿野氏におきましては、昭和42年から平成3年11月までの7期24年6カ月間、陸別町議会議員として御活躍をされました。

長きにわたる議会在籍中においては、建設委員会、産業建設常任委員会、厚生常任委員会、議会運営委員会に所属いたしまして、うち昭和50年5月から昭和52年5月までと平成元年5月から平成3年4月までを陸別町議会産業建設常任委員会副委員長、昭和52年5月から昭和54年4月まで同委員会の委員長を努められ、円滑な運営に御尽力をされ、町政と地域の発展に貢献をされました。

このたびの鹿野氏の叙勲受賞を町民等しくお喜び申し上げるところであります。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（宮川 寛君） これで、行政報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番多胡議員、4番野尻議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（宮川 寛君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

本件については、本日議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

村松委員長。

○6番（村松正敏君）〔登壇〕平成26年陸別町議会第4回臨時会の運営について、本日開催しました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

今臨時会に町長から提出された議案は、専決処分の承認を求めることについて、職員等の給与に関する条例の一部改正関係3件、平成26年度陸別町各会計の補正予算4件の計8件であります。

事前に配付のありました議案等の内容を総合的に勘案し、協議の結果、今臨時会の会期につきましては、本日1日間とすることに決定しました。

次に、一括議案についてであります。議事の効率化を図る上から、提案理由が同一の

ものについては一括することとし、議案第74号から議案第76号までの職員、特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例3件、議案第77号から議案第80号までの平成26年度補正予算4件をそれぞれ一括して説明を受けることにしました。

このうち、給与等改正関係条例の3件については質疑も一括して行い、討論、採決は別々に行うことにしましたので、御了承願います。

審議につきましてはお手元にお配りしました日程表のとおり進めていくことにいたしましたので、御了承願います。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 議案第73号専決処分の承認を求めることについて

○議長（宮川 寛君） 日程第3 議案第73号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第73号専決処分の承認を求めることについてでございますが、衆議院議員総選挙の実施に伴いまして予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして、地方自治法にのっとりまして専決処分をしたものでございます。

専決処分をした内容につきまして報告し、承認を求めるものでございます。

内容の平成26年度陸別町一般会計補正予算（第9号）につきましては、副町長のほうから説明をいたします。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第73号について説明をさせていただきます。

議案集3ページをお開きください。

平成26年度陸別町一般会計補正予算（第9号）。

平成26年度陸別町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ439万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,455万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは事項別明細書、歳出7ページをお開きください。

2、歳出であります。先ほど町長から説明があったとおり、11月21日に衆議院が解散されまして、12月2日公示、12月14日投開票の事務にかかる予算の内容であります。

2款総務費、4項選挙費、4目衆議院議員選挙費、1節の報酬39万5,000円、これは選挙管理委員ですとか、投票立会人、開票立会人などの報酬になります。

3節の職員手当等173万1,000円、これは時間外勤務手当でありまして、職員の投開票事務にかかる時間外勤務手当であります。

4節の共済費3万1,000円、これは非常勤職員の公務災害補償基金の負担金、共済費になります。

7節の賃金19万4,000円、まず準職員賃金時間外割増し6万4,000円、これは投票事務にかかる時間外の割増し、それから臨時職員13万円、これは時間外の割増し賃金を含む18人工分であります。

それから9節旅費1万円、これは費用弁償、これは投票立会人、開票立会人などの費用弁償になります。

それから11節需要費29万4,000円、消耗品費として16万円、食料費として2万円、印刷製本費として11万4,000円であります。

8ページになりますが、12節役務費24万9,000円、まず通信運搬費、これは郵便料で24万円、手数料、製品検査、これは枚数計算機の点検でありますけれども、1台分9,000円あります。

それから13節委託料86万9,000円、これはポスター掲示場設置委託でありまして41カ所分あります。

それから14節使用料及び賃借料26万9,000円、使用料として複写機使用料15万円、賃借料として事務用機器借り上げ料11万9,000円、これは枚数計算機2台分の借り上げ料になります。

18節備品購入費35万7,000円、事務用備品1台ありますが、これは枚数計算機1台の更新を予定しております。実は平成8年に購入した枚数計算機の部品がなくて使用ができないということでもありますので、その1台を更新したいという内容であります。

それから9ページから10ページ、11ページに給与費明細書をつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

それでは、歳入6ページにお戻りください。

1、歳入。

まず13款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金、衆議院議員総選挙委託金324万4,000円、それから不足分を9款地方交付税、普通地方交付税で115万5,000円を追加するものであります。

ちなみに、地方交付税既定額22億5,326万6,000円ですが、普通交付税が20億7,326万6,000円、特別交付税が1億8,000万円であります。今回、普通交付税で111万5,000円を追加しまして、普通交付税は補正後の額として20億7,442万1,000円、特別交付税は同額の1億8,000万円であります。

したがって、26年度の普通交付税はもう既に確定しておりますので、留保額としてはきょう現在9,366万5,000円となります。

以上で、雑駁な説明でありますけれども、議案第73号の説明を終わらせていただきます。

以後、御質問によってお答えをしていきたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

平成26年度陸別町一般会計補正予算（第9号）第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、6ページから8ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第73号専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第4 議案第74号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第5 議案第75号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第6 議案第76号教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関

する条例の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第4 議案第74号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第5 議案第75号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第6 議案第76号教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例、以上、3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第74号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、本年8月7日の人事院勧告に基づきまして、国家公務員の給与等の改正に伴い、国家公務員に準じまして所要の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第75号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、あわせて議案第76号教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、75、76号とも職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

以上、74号から76号まで一括提案をしたいと存じます。

内容につきましては、総務課長のほうから説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは私のほうから、議案第74号から議案第76号までの3件についてを説明させていただきます。

まず、改正内容等につきまして、議案説明書により説明をいたしたいと思っております。議案説明書の資料ナンバー1の1をごらんください。

資料のほうになりますが、まず本年8月7日に出されました人事院勧告の概要について説明させていただきます。

一つ目（1）になりますけれども、行政職俸給表（一）及びその他の俸給表の改正になっております。給料表を平均で0.3%引き上げ、平成26年4月1日から適用するというものでございます。

二つ目が勤勉手当の改正です。12月の勤勉手当を0.15月分引き上げまして、平成26年12月1日から適用するというものです。

なお、本年度は12月期に0.15月分を引き上げますけれども、平成27年度につきましては、これを6月期と12月期に同じ配分で行い、それぞれ0.075月分とするというものでございます。

三つ目が通勤手当の改正でございます。通勤の距離の区分に応じまして、100円から7,100円までの幅で引き上げるというもので、平成26年4月1日から適用するとい

うものです。

今回の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の条文の内容といたしましては、その下のほうになりますけれども、第1条で今年度、平成26年度の勤勉手当、給料表、通勤手当についての改正を規定し、平成27年4月1日より改正する勤勉手当の分につきましては、第2条で規定するというものでございます。

続きまして、資料の1の2から1の3までの新旧対照表をごらんください。

改正しようとする箇所につきましては下線を引いておりますが、職員の給与に関する条例の第16条の第2項では、先ほど説明しました勤勉手当の支給月数を100分の67.5、これを100分の82.5に改正しようとするものでございます。

続きまして、第18条第2項第2号では、通勤手当の距離の区分に応じた手当の額について改正をしております。対象は、片道2キロ以上の通勤のために自動車等を使用することを常例とする職員となります。

イの5キロ未満の職員の場合は2,000円と変わりませんが、ロの5キロ以上、10キロ未満では4,100円が4,200円に、ハの10キロ以上15キロ未満では9,100円を7,100円に、旧の表のほうのニの15キロ以上30キロ未満で1万2,400円、これを新しいほうのニの15キロ以上20キロ未満で1万円、ホの20キロ以上25キロ未満で1万2,900円、への25キロ以上30キロ未満で1万5,800円とします。

それから旧表のほうのホの30キロ以上35キロ未満の1万6,100円については、新表のトの1万8,700円に、旧表のへの35キロ以上40キロ未満の1万8,500円は新表のチの2万1,600円に、旧表のトの40キロ以上45キロ未満の2万900円につきましては、新表のリの2万4,400円に、旧表のチの45キロ以上50キロ未満の2万1,800円は、新表ヌの2万6,200円に、旧表のリの50キロ以上55キロ未満の2万2,700円につきましては、新表のルの2万8,000円に、旧表のヌの55キロ以上60キロ未満の2万3,600円につきましては、新表ヲの2万9,800円に、旧表ルの60キロ以上の2万4,500円は、新表ワの3万1,600円に、以上の表で100円から7,100円までの幅でそれぞれ改正しようとするものでございます。

続きまして、資料のナンバー1の4をごらんください。

こちらにつきましては、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の第2条の関係となります。

平成26年度で改正する勤勉手当の支給月数であります100分の82.5を平成27年度には100分の75に改正しようとするものでございます。

続きまして、議案説明書のナンバー2をごらんください。

この資料では、議案第75号と76号に係る資料となっております。本案につきましては、さきに説明しました職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、それに準じて特別職及び教育委員会教育長の期末手当の支給月数を改正しようとするものでござい

ます。

第1条では、平成26年度の12月期の支給月数を2.05月から2.20月に、0.15月引き上げ、第2条では平成27年度以降は6月期で0.075月引き上げ1.975月、12月期で0.075月引き下げ2.125月にしようとするものです。

この説明に基づきまして、議案のほうの説明をさせていただきたいと思います。

それでは、議案第74号をごらんください。

内容につきましては、ただいま議案説明書により説明をしたところでございますので、議案書の23ページのほうをごらんいただきたいと思います。

この条例の附則といたしまして、施行期日等の1、この条例は平成26年12月1日から施行する、ただし、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

2、第1条の規定（職員の給与に関する条例第16条の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。

給与の内払いです。

3、改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給料は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

規則への委任です。

4、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるというものでございます。

以上で、議案第74号の説明を終わります。議案第75号の説明に入ります。24ページをごらんください。

議案第75号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中、100分の205を100分の220に改める。

第2条、特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中、100分の190を100分の197.5に、100分の220を100分の212.5に改める。

附則としまして、この条例は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行するというものです。

続きまして、議案第76号に移ります。25ページをお開きください。

議案第76号教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中、100分の205を100分の220に改める。

第2条、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中、100分の190を100分の197.5に、100分の220を100分の212.5に改める。

附則としまして、この条例は平成26年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第74号から議案第76号の説明とさせていただきます。以降、御質問によりお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第74号から議案第76号まで、3件について一括して質疑を行います。質疑はありますか。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、議案の第74号なのですが、通勤手当のところ、若干、お聞きをいたします。

今、うちの町職員でこの欄に該当する職員というのは何名程度いて、当然、他町から来るわけですから、いろいろな理由があると思うのですが、そこら辺、職員募集のときにどういう形だったのか、また、町職員として陸別町に勤務をして、結婚して、いろいろな事情で他町に移られて通っているのか、そこら辺をお聞きいたします。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） まず、通勤手当の該当者の数でございますが、現在7名おります。

町内の方が4名、町外の方が3名となっております。町外の方につきましては、2名の方につきましては採用時から既に町外から採用ということで、特別な技術を持った方でございます。町としては、できれば町内に住んでいただくとすることは考えますけれども、これらの方々につきましては既に自宅を持っておりまして、家族もそちらにいますということで通勤となっております。募集の中では、町の規定によるということで支給することとなっております。

1名につきましては、採用時には町内で生活をしていたのですが、こちらにつきましても結婚することによりまして、町外から通勤という形になっております。

以上です。（「どの区分に入っているのか、イ、ロの。済みません。」と発言する者あり）

区分としましては5キロ未満が2名です。それから5キロから10キロの区分に入っている方が2名、30キロから35キロの区分の方が1名、35キロから40キロの区分が1名、50キロから55キロの区分に入っている方が1名となっております。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それらの理由はわかりました。

いずれにしろ、籍は他町にあるわけですから、やはり陸別町に住んでいただくのが基本かなと思っております。

それと同時に、町から池北三町行政事務組合ですとか、出向している職員の通勤手当というのはどのような形になっているのか、わかる範囲で結構ですので。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 議員御指摘のとおり、やはり職員は地元に住んでもらうというのが大前提でありまして、たまたま今、総務課長が言いました2名というのは診療所の職員でありまして、技術者なもので、募集時にそういう職員だったということでありまして。採用したということで御理解をいただきたいと思っております。

それと池北三町に出向している、派遣した職員は組合のほうから通勤手当が支給されません。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで終わります。

これから、議案第74号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第74号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第75号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第75号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第76号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第76号教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を

改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第77号平成26年度陸別町一般会計補正予算(第10号)

◎日程第 8 議案第78号平成26年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第3号)

◎日程第 9 議案第79号平成26年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

◎日程第10 議案第80号平成26年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(宮川 寛君) 日程第7 議案第77号平成26年度陸別町一般会計補正予算(第10号)から、日程第10 議案第80号平成26年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)まで4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長(金澤紘一君)〔登壇〕 議案第77号平成26年度陸別町一般会計補正予算(第10号)についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,707万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億2,163万5,000円とするものでございます。

続きまして、議案第78号平成26年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ10万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,397万2,000円とするものでございます。

続きまして、議案第79号平成26年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ13万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億547万4,000円とするものでございます。

続きまして、議案第80号平成26年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ8万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億825万7,000円とするも

のでございます。

以上、議案第77号から議案第80号まで一括4件を提案いたします。

内容につきましては、副町長のほうから説明をいたします。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、説明をさせていただきますが、先ほど議決をいただきました条例3件に係る議案第77号から80号までの給与改定に係る予算が主な内容となっております。

まず、議案第77号平成26年度陸別町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表繰越明許費」による。

それでは事項別明細書、歳出6ページをお開きください。

2、歳出であります。全科目に2節給料から4節共済費まで、給与改定に係る補正予算が主な内容であります。

なお、3節の職員手当等の説明欄にありますけれども、時間外勤務手当については4月から10月までの実績と、11月から3月までの見込みの時間数を算出しまして、新しい単価で予算を計算しております。

したがって、時間外については過不足が出ているところがあるということで御理解をいただきと思います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、給料で1万7,000円、職員手当で8万1,000円、手当については説明欄の記載を参考にしてください。4節共済費2万4,000円、合わせて12万2,000円、これは職員2名分の補正になります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料85万5,000円の減額、職員手当56万6,000円の追加補正、これは特別職と一般職に分かれます。4節共済費3,000円の減額、7節賃金4万6,000円、7節の賃金については準職員1名にかかる給与改定による増、2節の給料から3節の手当、4節の共済費につきましては、特別職2名、一般職16名にかかる給与改定の増と一般職、10月1日採用に伴う人事がございましたので、その減額ということになります。

8ページになります。7目企画費、19節負担金補助及び交付金2,180万円、補助金、これは民間活用住宅建設事業でありまして、単身者6戸、世帯用2戸の追加の補正となります。

それから12目銀河の森管理費、給料2万9,000円、3節手当11万3,000円、共済費2万5,000円の追加、合わせて16万7,000円の補正ですが、これは職員2名分の補正となります。

次に9ページであります。2項徴税費、1目税務総務費、給料4万2,000円、職員手当14万9,000円、共済費で3万7,000円、22万8,000円の追加補正になります。職員3名分の補正となります。

それから3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、給料1万3,000円、手当6万円、共済費1万3,000円、合わせて8万6,000円の補正ですが、職員1名分の補正となります。

10ページ、2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、給料で2万4,000円、手当3万7,000円、共済費1万1,000円、合わせて7万2,000円の補正ですが、これは職員1名分の補正となります。

11ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費、給料6万1,000円、手当14万9,000円、共済費8万円、合わせて29万円の補正ですが、職員6名分の補正となります。

12ページになります。2項児童福祉費、2目児童福祉施設費、給料12万3,000円、手当43万9,000円、共済費7万7,000円、合わせて63万9,000円の補正ですが、これは保育士7名分の補正となります。

3款民生費、3項国民年金費、1目の国民年金事務取扱費、給料7,000円、手当6万8,000円、共済費1万2,000円、合わせて8万7,000円の補正ですが、これは職員1名分の補正となります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、給料9万5,000円、手当で73万7,000円、共済費で7万9,000円、あわせて91万1,000円の補正ですが、職員7名分の補正となります。

5目診療所費、28節繰出金、これは直診会計への繰出金ですが、10万8,000円の減額となります。

3項水道費、2目の水道費、28節繰出金、これは簡水会計、特別会計への繰出金13万9,000円の減額となります。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、給料で2,000円、職員手当5万8,000円、共済費1万1,000円、合わせて7万1,000円の補正ですが、職員1名分の補正となります。

2目農業総務費、給料12万3,000円、職員手当2万9,000円の減額、共済費10万5,000円、職員10名分の補正となります。

8目の農畜産物加工研修センター管理費、給料1万7,000円、職員手当12万9,000円、共済費1万2,000円、合わせて15万8,000円の補正ですが、これは職員1名分の補正となります。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、給料4万6,000円、手当28万7,000円、共済費3万5,000円、合わせて36万8,000円、これは職員3名分の補正となります。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、給料、手当、共済費、合わせて40万6,000円の補正となりますが、職員5名分の補正となります。

次のページになります。

5項下水道費、1目下水道費、28節繰入金、これは公共下水道事業特別会計への繰入金ですが8万4,000円の減額となります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、給料114万3,000円、手当50万3,000円、共済費35万7,000円、合わせて200万3,000円の補正ですが、これは職員1名、10月1日の人事に伴っての1名分の増、それから教育長、職員、一般職8名分の給与改定に伴う補正となります。

3項中学校費、1目学校管理費、給料、手当、共済費、4万6,000円の補正ですが、職員1名分の補正となります。

なお、21ページから23ページに給与費明細書がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

それでは、歳入5ページをお開きください。

1、歳入。

9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、既定額22億5,442万1,000円ですが、既定額、普通交付税が先ほど専決処分でお話ししましたが20億7,442万1,000円と特別交付税が1億8,000万円、今回、普通交付税で1,397万6,000円を追加しまして、補正後の額、普通交付税が20億8,839万7,000円、特別交付税は同額1億8,000万円です。

したがって、現在の留保額としては7,968万9,000円となります。

17款繰入金、1項基金繰入金、2目のいきいき産業支援基金繰入金、民間活用住宅建設事業に充当1,310万円であります。

それでは歳入を終わりにして4ページをお開きください。

4ページは、第2表繰越明許費であります。

総務費、総務管理費、民間活用住宅建設事業、2,180万円、以上で議案第77号の説明を終わりにして、次、議案第78号の説明に移ります。

議案第78号平成26年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは事項別明細書、歳出5ページをお開きください。

2、歳出。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、給料で56万2,000円の減額、手当で54万3,000円の補正、共済費で8万9,000円の減額、合わせて10万8,000円の今回の減額の補正予算になります。

内容としては、看護師の退職と採用に係る予算の調整、それから当初予算で看護師1名を見ておりましたけれども、まだ応募がございませんので、4月から11月までの給与等を減額して12月からの部分を留保しております。それと所長以下12名の補正ということで御理解をいただきたいと思います。

給与費明細書は7ページ、8ページでございますので、後ほどごらんをいただきたいと思えます。

それでは、歳入4ページになります。

1、歳入。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、財政対策分で10万8,000円の減額であります。

以上で、議案第78号の説明を終わりました、次、議案第79号に移ります。

議案第79号平成26年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは事項別明細書、歳出5ページをお開きください。

2、歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、給料で7,000円、職員手当等で15万7,000円の減額、共済費で1万1,000円の追加、合わせて13万9,000円の減額となります。職員1名分の人件費の補正となります。

給与費明細書は6ページ、7ページでございますので、後ほどごらんをいただきたいと思えます。

それでは、歳入4ページに移ります。

1、歳入。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、財政対策分で13万9,000円の減額となります。

以上で、議案第79号を終わりました、次、議案第80号の説明に移ります。

議案第80号平成26年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後

の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは事項別明細書、歳出5ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、給料で1万5,000円、手当で1万1,000円の減額、共済費で1万2,000円、合わせて8万4,000円の減額となります。これは職員1名分の補正となります。

給与費明細書は6ページ、7ページにございますので、後ほどごらんをいただきたいと思えます。

それでは、歳入4ページに移ります。

1、歳入。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、財政対策分で8万4,000円の減額となります。

以上で、議案第77号から第80号までの説明を終わらせていただきます。以後、御質問によってお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第77号平成26年度陸別町一般会計補正予算（第10号）の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算の補正全般について質疑を行います。

事項別明細書は5ページから20ページを参照してください。

6番村松議員。

○6番（村松正敏君） 企画費の民間活用住宅についてお伺いいたします。

先ほどの説明で単身用が6戸、世帯用が2戸ということで、本当に陸別の経済には活性化になっているのかなというふうに思っています。

今年度も今までに何戸か建っております。この事業というのは、平成22年度からスタートしたのかなと思いますけれども、その間、戸数的にはどのぐらい建って、一般的に需要供給のバランス、いろいろ町側からも聞かれて、移住者がなかなか住む場所がないというようなことで、公営住宅ではできない部分で民間活力を利用してということですので、その辺でどういうふうな戸数になっているか、年度ごとにわかればお知らせ願いたい。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） この民間活用住宅の建設事業でございますが、平成16年度から建て始めまして、現在まで、今、建設中の10戸があるのですけれども、それを含めて47戸であります。

そのうち、37戸がそれぞれの事業所等の職員住宅という位置づけでありまして、これは一般の人は入れなくて、会社で建てたところに従業員等が入るという施設でありまし

て、あと10戸が一般向けのアパートという位置づけであります。

内訳は、世帯用が6戸と単身用が4戸であります。この中には今、建設中の10戸は含めておりませんが、この10戸については全て埋まっているというような状況であります。

今回、計画される単身用6戸と世帯用2戸を含めまして、アパートとして対応していただけるという物件については26戸になるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 6番村松議員。

○6番（村松正敏君） これでもまだ事業所用でも37戸ということで、一般向けには10戸というようなことです。まだまだ足りないのかなというふうな思いがあります。

いろいろ聞こえてくるところによりますと、やはり福祉関係のところもまだ建てるような雰囲気も聞こえてきたり、そのほかでも事業所関係でも建てるようなことが生まれてきているのですけれども、今後、そういう件数というのはどのぐらい見込まれてくるのか、それらについてはわかりませんか。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） これはうわさなので、ちょっとわかりませんが、不確定ではあります。ただ、4戸ぐらいという話はちらっとは聞いたことはあります。正式な話ではありませんけれども、そういうお話がちょっと入ってきたということはあります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、第2条繰越明許費について質疑を行います。4ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第77号平成26年度陸別町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第78号平成26年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は4ページから6ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第78号平成26年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第79号平成26年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は4ページから5ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第79号平成26年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第80号平成26年度陸別町公共下水道事業特別

会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は4ページから5ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第80号平成26年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（宮川 寛君） これで、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年陸別町議会第4回臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時02分